

新旧対照表

ドキュメント	新	旧	分類
my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) サービス利用規約 (サービス利用者向け)	第2条 (用語の定義) 本サービス <u>my door OSAKAのこと。</u>	第2条 (用語の定義) 本サービス my door OSAKAサービスと外部連携サービスどちらも含んだmy door OSAKAが提供しているサービスの総称。	変更
	第2条 (用語の定義) <u>行政連携サービス</u> サービス利用者がmy door OSAKAを通じて利用可能な、my door OSAKA以外の行政機関が提供する行政サービスの総称。	第2条 (用語の定義) (なし)	新設
	第2条 (用語の定義) 外部連携サービス サービス利用者がmy door OSAKAを通じて利用可能な、民間企業またはその他の第三者が提供する外部サービスの総称。 ※令和7年2月現在は外部連携サービスとの連携はございません。	第2条 (用語の定義) 外部連携サービス サービス利用者がmy door OSAKAを通じて利用することが可能な外部サービスの総称。 ※令和6年8月現在は外部連携サービスとの連携はございません。	変更
	第2条 (用語の定義) サービス連携事業者 my door OSAKAと連携し、 <u>行政連携サービス</u> や外部連携サービスを提供する市町村や民間企業等の事業者。	第2条 (用語の定義) サービス連携事業者 my door OSAKAと連携し、外部連携サービスを提供する市町村や民間企業等の事業者。	変更
	第2条 (用語の定義) <u>クロスアプリアプリ</u> <u>xD (クロスアプリー) 株式会社</u> が提供するアプリケーション。my door OSAKAにおける、クロスアプリアプリを活用した機能は以下の通り。 ・マイナンバーカードを利用した署名用電子証明書の取得および本人確認 ・本人確認後、J-LISから利用者証明用電子証明書を取得し、市町村へ分配 ・市町村から発信されるデジタル通知 (自治体からのお知らせ) の受取	第2条 (用語の定義) (なし)	新設
	第2条 (用語の定義) <u>署名用電子証明書</u> マイナンバーカードのICチップに格納され、作成・送信した電子文書が、利用者登録を行った本人の作成・送信したものであることを証明する電子証明書	第2条 (用語の定義) (なし)	新設
	第2条 (用語の定義) <u>利用者証明用電子証明書</u> マイナンバーカードのICチップに格納され、利用者登録を行う者が、利用者本人であることを証明する電子証明書	第2条 (用語の定義) (なし)	新設
	第2条 (用語の定義) <u>クロスアプリー認証</u> マイナンバーカードの署名用電子証明書に基づく、クロスアプリアプリによる本人確認 ※認証時、マイナンバーは一切取得いたしません	第2条 (用語の定義) (なし)	新設
	第3条 (本サービスの概要) my door OSAKAは、利用者視点でおすすめのサービスや情報を提供する新たな大阪総合行政ポータルであり、第2項及び第3項に定めるサービスから構成されます。 2. 次の各号のサービスは、クロスアプリー認証の有無にかかわらず、すべてのサービス利用者が利用できます。	第3条 (本サービスの概要) my door OSAKAは、利用者視点でおすすめのサービスや情報を提供する新たな行政サービスです。my door OSAKAの利用者登録をすることで、以下の行政サービスを受けることができます。	変更
	第3条 (本サービスの概要) ①おすすめの情報・カテゴリ別情報 登録情報に基づきサービス利用者へ合わせた大阪府・府内市町村等の情報を配信するサービス	第3条 (本サービスの概要) パーソナル配信 セグメント配信 登録情報に基づきサービス利用者へ合わせた大阪府・府内市町村等の情報を配信するサービス	変更
	第3条 (本サービスの概要) <u>(削除)</u>	第3条 (本サービスの概要) 電子申請 ポータルから電子申請システムにシームレスに接続(シングルサインオン)し、氏名等の基本情報も自動入力されることで簡単に電子申請が可能となるサービス	削除
	第3条 (本サービスの概要) <u>(削除)</u>	第3条 (本サービスの概要) デジタル通知 行政文書がデジタルで直接届き、送達記録を残すことが可能なサービス。	削除
	第3条 (本サービスの概要) ②AIチャットボット チャットボットによる24時間365日の市町村相談窓口サービス。	第3条 (本サービスの概要) AI総合相談 チャットボットによる24時間365日の市町村相談窓口サービス。	変更
	第3条 (本サービスの概要) ③サービス連携 my door OSAKAを通じて、様々なサービスのログインや登録、申請等の利便性を向上させるサービス。例として、ポータルサイトから行政連携サービスへのシームレスな接続(シングルサインオン)によりログインが簡単になることや、氏名等の基本情報が自動入力(ワンストップ)されることにより情報入力や申請が簡易になるなどの利便性を提供します。	第3条 (本サービスの概要) (なし)	新設
	第3条 (本サービスの概要) 3. 次の各号のサービスは、クロスアプリー認証により、本人であることが確認できたサービス利用者のみが利用できます。 ①デジタル通知 (自治体からのお知らせ) 行政文書がデジタルで直接届き、送達記録を残すことが可能なサービス。 ②クロスアプリー認証を必須とした行政連携サービス・外部連携サービスへのサービス連携	第3条 (本サービスの概要) (なし)	新設
第3条 (本サービスの概要) 4. 本サービスでは、前項までに記載した本サービス内で利用できる機能群を「行政パッケージサービス」と位置付け、サービス利用者へサービス提供します。 さらに、my door OSAKAはより便利なサービス提供に向け、様々な行政連携サービス及び外部連携サービスと連携いたします。 行政連携サービス及び外部連携サービスの詳細については、「連携サービス一覧」と題するWebページをご参照ください。当該Webページには、提供される各サービスの内容、提供者等が掲載されています。「連携サービス一覧」の内容は、提供されるサービスの変更や追加、廃止などに応じて随時更新されます。	第3条 (本サービスの概要) さらに、my door OSAKAはより便利なサービス提供に向け、様々な外部連携サービスと連携いたします。	変更	
第4条 (利用登録) 2. 前項の登録完了時に、サービス利用者と大阪府との間で本サービスの利用に関する契約が成立し、利用登録した者は、本サービスを利用することができます。ただし、第3条3項に定めるサービス(デジタル通知(自治体からのお知らせ)等)を利用するためにはクロスアプリー認証をする必要があります。	第4条 (利用登録) 2. 前項の登録完了時に、サービス利用者と大阪府との間で本サービスの利用に関する契約が成立し、利用登録した者は、本サービスを利用することができます。	変更	
第5条 (クロスアプリー認証に関する事項) 1. サービス利用者は、第3条3項に定めるサービスを利用するにあたっては、利用登録に加え、クロスアプリー認証にて本人確認をする必要があります。 2. サービス利用者が前項を目的として本サービスを利用する場合、サービス利用者はクロスアプリアプリを使用し、マイナンバーカードを利用した署名用電子証明書による本人確認を行ったうえで、クロスアプリーとmy door OSAKA IDの連携を行います。連携は新規登録時の他、メールアドレスによる本サービス利用登録後にも変更可能です。 3. 前項が確認できなかった時点で、第1項のサービスの利用については、利用の中断又は利用するサービスの制限を行うこととします。 4. 以下のいずれかに該当する場合、マイナンバーカードに付与されている電子証明書の機能が失効し、サービスの利用ができなくなります。 ①署名・住所等の変更 ②住民票の消滅(本人の死亡、国外転出、住基法適用外となったとき等) ③本人の申し出 ア マイナンバーカードの失効に伴う利用停止の届出 _____(カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更等) イ 電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等 ④電子証明書の有効期限到来	なし	新設	

